

記者発表資料
平成17年6月30日
総務局人事部
労務課長 西山 雄二
TEL: 671-2056

横浜市政記者
横浜ラジオ・テレビ記者各位

医師の宿日直手当に関する源泉所得税を納付しました

本市は、宿日直手当（勤務1回につき6,400円）については、宿日直料の非課税を定めた所得税の取扱通達に基づいて、1回4,000円までは源泉所得税を徴収していませんでした。

しかし、横浜中税務署から、医師・歯科医師に対する宿日直手当に関するこの通達の適用については、業務内容によって課税する場合もあるという指摘を受け、昨日、納税の告知を受けました。

そこで、非課税として所得税を徴収していなかった分について、平成13年分以降の源泉所得税を納付しました。

1 横浜中税務署から指摘された内容

医療施設における入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤務は、従前どおり宿日直料の非課税を定めた所得税取扱通達に該当し、非課税であるが、それ以外の勤務については、課税となる。

2 対象者及び納付すべき税額

(1) 対象者

平成13年以降に上記の業務に携わった医師・歯科医師216名

(2) 税額

13,291,420円

(内訳)

源泉徴収をしなかった税額 11,705,820円

不納付加算税額 1,167,000円

延滞税額(試算) 418,600円

合計 13,291,420円